

氏名	吉田 誠		
学位の種類	博士（教育学）		
学位記番号	博乙第 2947 号		
学位授与年月	令和2年2月29日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	理想主義・現実主義および行為主義・人格主義の相補軸に基づく道徳教育の方法原理 —ディルタイの相対化の射程を克服する相補化の方法論—		
主査	筑波大学教授	博士（教育学）	吉田 武男
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	樋口 直宏
副査	筑波大学准教授	博士（教育学）	田中マリア
副査	筑波大学教授	博士（文学）	桑原 直巳

## 論文の内容の要旨

吉田誠氏の博士学位論文は、日本の道徳教育の実践方法における相互対立の問題を解決するための方法原理を、ディルタイ教育論の現代的展開に基づく相補化の視点から構築したうえで、実践の展開を通して、その成果を検証したものである。その要旨は以下のとおりである。

本論文は、2部構成を取り、第1部ではディルタイ教育論の現代的展開と相補軸に基づく道徳教育の方法原理の理論的展開が論じられている。第2部では相補軸に基づく道徳教育の方法原理の実践的展開が述べられている。

序章では、筆者は、道徳教育の方法原理に関する先行研究を検討し、そこから導かれた課題を克服するために、精神科学的教育学を確立しようとしていたディルタイ教育論の現代的意義と問題点について詳細に論じたうえで、研究の目的と方法について説明している。

第1部第1章では、著者は、道徳教育の視点からディルタイ教育論の再検討を行い、倫理学の類型論と自己省察について論じている。特に、自己省察の方法が虚無主義の問題を克服しようとする中で体験・表現・理解の循環の方法として発展したことを明らかにしている。第2章では、著者は、ディルタイ教育論の課題と現代的展開について論じている。前者については、ディルタイの類型論の時代的限界を認めたとうえで、それと現代の哲学や倫理学の類型論との類縁性と相違点を検討することによって、理想主義と現実主義、行為主義と人格主義の2組の対比関係を明確にしている。また、後者の現代的展開については、道徳的問題の主体的解決のアプローチを知識基盤社会においては拡張する必要があること

を指摘するとともに、他の枠組みとの違いを相補的に捉えて正しさの決め方のアプローチを拡張することができることを理論的に説明している。第3章では、著者は、理想主義と現実主義、行為主義と人格主義の相補軸に基づく方法原理を構築するために、相補的に捉えて正しさの決め方のアプローチを拡張する事例を示し、そこで生じる信念対立や克服方法について論じるとともに、理想主義と現実主義、行為主義と人格主義の相補軸平面上に道徳科の指導方法をねらいに基づいて類型化する「道徳授業ねらいの8類型」（人格の成長追求型授業、価値の理想追求型授業、集団の成長追求型授業、状況適応追求型授業など）を提示している。第4章では、著者は、相補軸に基づく総合化の理論的展開として、「責任」の概念を取りあげて類型化し、理想主義と現実主義、行為主義と人格主義の相補軸平面上に位置づけるとともに、「責任」の概念の歴史的発展過程を辿っている。その作業によって、近代から現代の歴史的発展過程において現実主義と人格主義が重視されつつあることを確認している。

第2部第5章では、「欲望論的アプローチ」による人格主義的方法に基づく人格の成長追求型の道徳授業が論じられたうえで、価値の理想追求型授業に人格の成長追求型の発問を導入する形のアプローチ拡張の例が示されている。第6章では、現実的人格主義的方法に基づく集団の成長追求型授業が論じられたうえで、生き方の理想追求型授業に集団の成長追求型の発問を導入する形のアプローチ拡張の例が示されている。第7章では、現実主義的方法に基づく状況適応追求型の道徳授業が論じられたうえで、行為の理想追求型授業から状況適応追求型授業へのアプローチ拡張の例とともに、発問分析例も示されている。最後に、著者は授業を行った教師と子どもたちのアプローチを拡張させていく実践を継続することによって将来的に自己変容型知性に向かう可能性と、相補軸に基づく類型化を発問分析に応用することで道徳科の指導方法の改善とカリキュラムの改善に資する可能性を提示している。

## 審査の結果の要旨

### (批評)

吉田誠氏の論文は、長所短所を合わせ持つさまざまな道徳授業の指導方法の存在を踏まえ、ディルタイ教育論を参考にしながら、理想主義と現実主義、行為主義と人格主義の相補軸に基づく道徳教育の方法原理を見出し、その成果を検証した点で高く評価できる。特に、この論文の中で示された方法原理は、自分の信じる指導方法だけを正当化し他の方法を批判する傾向が強い日本の道徳教育界において、適切な指導方法を相補的に実践することの重要性を指し示している点で、今後の日本の道徳教育研究にとってきわめて有意義な提案である。

令和元年12月9日、学位論文審査委員会において、審査委員会全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

なお、学力の確認は、人間総合科学研究科学位論文審査等実施細則第11条を適用し免除とした。よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものとする。